5 2又は3の規定は、事業を行う一定の場所を通じて行われる場合においても恒久的施設を構成しないものとされる特定の活動を規定する対象租税協定の規定又はこれと同様に適用される対象租税協定の規定の関連する部分に代えて、適用する。

(a) (b) 4の規定は、事業を行う一定の場所を通じて行われる場合においても恒久的施設を構成しないものとされる特定の活動を規定する対象租税協定の規定（2又は3の規定によって修正される場合には、その修正の後のもの）又はこれと同様に適用される対象租税協定の規定について、適用する。

6 締約国は、次の権利を留保することができる。

(a) 対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(b) 特定の活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限り恒久的施設を構成しないものとされることを明示的に規定する対象租税協定について、2の規定を適用しない権利

(c) 対象租税協定について、4の規定を適用しない権利

7 1の規定に基づき選択肢を適用することを選択する各締約国は、自己が選択した選択肢を寄託者に通告する。その通告には、5(a)に規定する規定を含む対象租税協定並びに当該規定の条及び項の番号の一覧を含める。全ての当事国が同一の選択肢を適用することを選択し、かつ、対象租税協定の規定について当該通告を行った場合に限り、当該対象租税協定の規定について、当該選択肢を適用する。

8 6(a)又は(c)の規定に基づく留保を付さず、かつ、1に規定する選択肢を適用することを選択しない各締約国は、各対象租税協定が5(b)に規定する規定を含むか否か並びに当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。4の規定は、7又はこの8の規定に従って全ての当事国が対象租税協定の規定について通告を行った場合に限り、当該対象租税協定の規定について適用する。

第十四条　契約の分割

1 対象租税協定の規定に規定する期間であって、その満了後は特定の工事又は活動が恒久的施設を構成することとされるものを超えたか否かを決定するに当たり、次の全てに該当する場合には、次の(b)に規定する重複しない期間を、一方の当事国の企業が次の(a)に規定する建築工事現場、建設工事若しくは据付けの工事若しくは当該対象租税協定の関連する規定によって特定される他の特定の工事を構成する場所において活動を行い、又は当該対象租税協定の規定が監督活動若しくはコンサルタントの活動について規定する場合にはこれらの場所に関連してこれらの活動を行う場合において、当該活動が、一又は二以上の期間（合計して三十日を超え、当該対象租税協定の関連する規定に規定する期間を超えないものに限る。）行われるとき。

(a) 当該一方の当事国の企業と密接に関連する一又は二以上の企業が、他方の当事国内において、(a)に規定する建築工事現場、建設工事若しくは据付けの工事若しくは当該対象租税協定の関連する規定によって特定される他の場所において、又は当該対象租税協定の関連する規定が監督活動若しくはコンサルタントの活動について規定する場合にはこれらの場所に関連して、関連する活動を(a)に規定する期間と重複しない期間（それぞれ三十日を超えるものに限る。）行う場合

(b) 1の規定は、対象租税協定の規定が、1に規定する特定の工事又は活動によって構成される恒久的施設が存在することとなる期間の適用を回避するために行われる契約の分割に対処する限りにおいて、当該対象租税協定の規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

3 (a) 締約国は、次の権利を留保することができる。

(b) 対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

天然資源の探査又は開発に関連する対象租税協定の規定について、この条の規定の全部を適用しない権利

4 3(a)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が2に規定する規定（3(b)の規定に基づく留保の対象とならないものに限る。）を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合には、1の規定は、2に規定する限りにおいて、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、1の規定は、当該対象租税協定の規定が1の規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

第十五条　企業と密接に関連する者の定義

1 第十二条（間屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避）2、第十三条（特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避）4又は前条（契約の分割）1の規定によって修正された対象租税協定の規定の適用上、ある者とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるものに限る。）を直接若しくは間接に所有する場合には、密接に関連するものとする。

2 第十二条（間屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避）4、第十三条（特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避）6(a)又は(c)及び前条（契約の分割）3(a)の規定に基づく留保を付する締約国は、当該留保が適用される対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利を留保することができる。

第五部　紛争解決の改善

第十六条　相互協議手続

1 一方又は双方の当事国の措置により対象租税協定の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の当事国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの当事国の権限のある当局に対して申立てをすることができる。当該申立ては、当該対象租税協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、対象租税協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の当事国の権限のある当局との合意によってその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両当事国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両当事国の権限のある当局は、対象租税協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両当事国の権限のある当局は、また、対象租税協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 (a) (i) 1の第一文の規定は、一方若しくは双方の当事国の措置により対象租税協定の規定に適合しない課税を受けたと認める者若しくは受けることとなると認める者が、その事案について、当該一方若しくは双方の当事国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である当事国の権限のある当局に対して若しくは当該事案が国籍に関連する対象租税協定の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である当事国の権限のある当局に対して申立てをすることができることを規定する対象租税協定の規定の全部若しくは一部に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

(ii) 1の第二文の規定は、1の第一文に規定する事案に関する申立てを対象租税協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年未満の一定の期間内にしなければならないことを規定する対象租税協定の規定に代えて、又は当該事案について申立てをしなければならない期間を規定する規定がない対象租税協定について、適用する。

(b) (i) 2の第一文の規定は、1に規定する者から事案の申立てを受けた権限のある当局が、当該申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、対象租税協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の当事国の権限のある当局との合意によってその事案を解決するよう努めることを規定する規定がない対象租税協定について、適用する。

(ii) 2の第二文の規定は、成立した全ての合意が両当事国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず実施されなければならないことを規定する規定がない対象租税協定について、適用する。